

議案第203号

大阪市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市旅館業法施行条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市旅館業法の施行等に関する条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準（第3条 - 第7条）

第2節 社会教育に関する施設等（第8条・第9条）

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準（第10条）

第4節 その他の事項（第11条・第12条）

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等（第13条 - 第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）を有しない簡易宿所営業の施設（第5条第6号ただし書の適用を受ける簡易宿所営業の施設に限る。以下「玄関帳場等

を有しない施設」という。)の近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者(玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者を含む。第3章において「簡易宿所営業者等」という。)が講ずべき措置等を定めるものとする。

第2条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準

第3条第3号中「玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)」を「玄関帳場等」に改める。

第5条第1号中「定員1名の」を「多数人で共用しない」に改め、同条第2号中「こと」を「こと。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満の場合は、この限りでない。」に改め、同条第3号中「施設が」を「施設(第6号アに規定する管理事務室を有する簡易宿所営業の施設にあつては、当該管理事務室を除く。)が」に改め、同条第6号中「こと」を「こと。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満であつて、次の基準に適合する場合は、この限りでない。」に改め、同号に次のように加える。

- ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分(以下「宿泊施設」という。)に近接した場所に宿泊者等との面談及び法第6条第1項の宿泊者名簿への記載を行うための事務室(以下「管理事務室」という。)を有すること
- イ 宿泊施設の出入口に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること
- ウ 宿泊施設の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること
- エ 宿泊施設及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること
- オ 宿泊施設及び管理事務室の出入口に近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び管理事務室が簡易宿所営業の施設であ

る旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

第7条の次に次の節名を付する。

第2節 社会教育に関する施設等

第9条の次に次の節名を付する。

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

第10条第1号中「客室」を「1客室」に改め、同条の次に次の節名を付する。

第4節 その他の事項

第13条を第16条とし、第12条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等

(玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置)

第13条 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者が当該簡易宿所営業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするとき又は簡易宿所営業に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場等を廃止して当該施設を玄関帳場等を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該簡易宿所営業の施設の近隣住民に周知するための説明会又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）を実施するとともに、当該周知の方法、当該説明会等を実施した日時その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 簡易宿所営業の施設の名称及び所在地
- (3) 営業の種別
- (4) 苦情等に対応する者の氏名及び電話番号

(5) 廃棄物の処理方法

2 前項の規定により実施する説明会等は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行わなければならない。

3 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること

ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

(2) 宿泊施設に注意事項を記載した書類を備え置くこと

(3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること

(4) 近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対し適切に対応すること

(5) 前各号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること

(6) 宿泊施設が存する建物の出入口の付近に当該宿泊施設が簡易宿所営業の施設である旨を表示すること

（玄関帳場等を有しない施設への立入調査等）

第14条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、宿泊施設若しくは管理事務室に立ち入り、前条に規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、

現に宿泊者の宿泊の用に供している宿泊施設に立ち入るときは、あらかじめ、当該宿泊施設において簡易宿所営業を営む者及び当該宿泊施設に宿泊している者の承諾を得なければならない。

- 3 調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第15条 市長は、簡易宿所営業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該簡易宿所営業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第13条に規定する措置を講じないとき

(2) 調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた簡易宿所営業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた簡易宿所営業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき簡易宿所営業者等にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に実施された改正後の条例第13条第1項の規定により実施する説明会又は戸別訪問に相当する説明会又は戸別訪問は、同項の規定により実施された説明会又は戸別訪問とみなす。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を改めるとともに、玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市旅館業法施行 条例 (抄)
の施行等に関する

目 次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第 1 節 旅館業の施設の構造設備の基準 (第 3 条 - 第 7 条)

第 2 節 社会教育に関する施設等 (第 8 条・第 9 条)

第 3 節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準 (第 10 条)

第 4 節 その他の事項 (第 11 条・第 12 条)

第 3 章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等 (第 13 条 - 第 15 条)

第 4 章 雑則 (第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(趣 旨)

第 1 条 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、玄関帳場その他これに類する設備 (以下「玄関帳場等」という。)を有しない簡易宿所営業の施設 (第 5 条第 6 号ただし書の適用を受ける簡易宿所営業の施設に限る。以下「玄関帳場等を有しない施設」という。)の近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者 (玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者を含む。第 3 章において「簡易宿所営業者等」という。)が講ずべき措置等を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 省 略

第 2 章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第 1 節 旅館業の施設の構造設備の基準

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)-(2) 省 略

(3) 玄関帳場その他これに類する設備(以下「玄関帳場等」という。)の構造設備は、次の基準に適合すること

ア-オ 省 略

(4)-(14) 省 略

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第5条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 定員1名の 客室を設ける場合には、その客室の延べ面積は総客室の延べ面積の2多数人で共用しない

分の1未満であること

(2) 1客室の床面積は、4.9平方メートル以上であること。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満の場合は、この限りでない。

(3) 簡易宿所営業の施設(第6号アに規定する管理事務室を有する簡易宿所営業の施設にあっては、当該管理事務室を除く。)が、他の営業の用に供する施設と明確に区画された構造であること

(4)-(5) 省 略

(6) 宿泊者等との面談に適する玄関帳場等を有すること。ただし、総客室の延べ面積が33平方メートル未満であって、次の基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分(以下「宿泊施設」という。)に近接した場所に宿泊者等との面談及び法第6条第1項の宿泊者名簿への記載を行うための事務室(以下「管理事務室」という。)を有すること

イ 宿泊施設の出入口に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 宿泊施設及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設及び管理事務室の出入口に隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び管理事務室が簡易宿所営業の施設である旨が表示されている

こと

カ 宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第7条 省 略

第2節 社会教育に関する施設等

(法第3条第4項の条例で定める者)

第9条 省 略

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(法第4条第2項の基準)

第10条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室 の1人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ

1客室
れ同表の右欄に定める面積以上であること

省	略
---	---

- (2) - (11) 省 略

第4節 その他の事項

(宿泊者名簿の保存)

第12条 省 略

第3章 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置等

(玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者等が講ずべき措置)

第13条 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者が当該簡易宿所営業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするとき又は簡易宿所営業に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場等を廃止して当該施設を玄関帳場等を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該簡易宿所営業の施設の近隣住民に周知するための説明会又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）を実施するとともに、当該周知の方法、当該説明会等を実施した日時その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営もうとする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

- (2) 簡易宿所営業の施設の名称及び所在地

- (3) 営業の種別
- (4) 苦情等に対応する者の氏名及び電話番号
- (5) 廃棄物の処理方法

2 前項の規定により実施する説明会等は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行わなければならない。

3 玄関帳場等を有しない施設において簡易宿所営業を営む者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること

ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

(2) 宿泊施設に注意事項を記載した書類を備え置くこと

(3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること

(4) 近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対し適切に対応すること

(5) 前各号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること

(6) 宿泊施設が存する建物の出入口の付近に当該宿泊施設が簡易宿所営業の施設である旨を表示すること

（玄関帳場等を有しない施設への立入調査等）

第14条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、宿泊施設若しくは管理事務室に立ち入り、前条に規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、現に宿泊者の宿泊の用に供している宿泊施設に立ち入るときは、あらかじめ、当該宿泊施設において簡易宿所営業を営む者及び当該宿泊施設に宿泊している者の承諾を得なければならない。

3 調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び公表)

第15条 市長は、簡易宿所営業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該簡易宿所営業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第13条に規定する措置を講じないとき

(2) 調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた簡易宿所営業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた簡易宿所営業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき簡易宿所営業者等にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(施行の細目)

第13条 省 略

第16条